

2024年11月8日

各位

会社名 データセクション株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 石原紀彦
(コード番号：3905 東証グロース)
問い合わせ先 代表取締役副社長CFO兼COO 岩田真一
TEL. 050-3649-4858

(開示事項の経過)

**臨時株主総会の開催場所及び付議議案の決定、
監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更並びに役員の異動及び
代表取締役の異動（退任）に関するお知らせ**

当社は、2024年9月25日付「当社臨時株主総会（開催決定）及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び2024年10月30日付「（開示事項の変更）臨時株主総会にかかる開催日時の変更に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、2024年12月19日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。これに伴い、当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員の異動について、本臨時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、本臨時株主総会の開催場所及び付議議案並びに代表取締役の異動（退任）につきましても決定いたしましたので、併せて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案

(1) 本臨時株主総会の開催日時及び開催場所

① 開催日時

2024年12月19日（木曜日）午前9時

② 開催場所

東京都中央区日本橋1-3-13 東京建物日本橋ビル3階
コングレスクエア日本橋 ホールD

(2) 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額及び内容決定の件

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

当社は、2024年9月25日付の「当社臨時株主総会（開催決定）及び監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しております通り、本臨時株主総会で承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

別紙1の通りであります。

(3) 日程

本臨時株主総会開催日	2024年12月19日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年12月19日（予定）

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員の異動

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者（本臨時株主総会に付議）

① 候補者一覧

氏名	新役職名	現役職名
Pablo Casado Blanco	取締役会長	会長
石原 紀彦	代表取締役社長執行役員CEO	代表取締役社長CEO
John Ellis Bush Jr.	取締役	—

(注) 1 Pablo Casado Blanco氏、John Ellis Bush Jr.氏は、新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。

2 John Ellis Bush Jr.氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の略歴

別紙2の通りであります。

(2) 監査等委員である取締役候補者（本臨時株主総会に付議）

① 候補者一覧

氏名	新役職名	現役職名
土田 誠行	取締役 監査等委員（常勤）	—
平山 剛	社外取締役 監査等委員	—
German Alcayde	社外取締役 監査等委員	—

(注) 1 土田誠行氏、平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

2 平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、社外取締役候補者であります。

3 平山剛氏及びGerman Alcayde氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下の通りであります。

平山剛氏は、弁護士業務及び会計監査業務で培われた法務及び財務会計分野での豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他の上場企業の社外役員としての実績も豊富であることから、これらを当社のガバナンス、リスク管理等に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

German Alcayde氏は、多国籍企業等での役員及び公的機関等の要職を歴任していることから、そのグローバルでの豊富な経験と幅広い見識を当社グループのグローバル展開に活かしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

4 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5 平山剛氏及びGerman Alcayde氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

② 新任の監査等委員である取締役候補者の略歴

別紙3の通りであります。

(3) 退任予定の取締役及び監査役

氏名	現役職名
岩田 真一	代表取締役副社長CFO兼COO
クリスチャン パブロ カファティ クエバス	取締役
片野 大輔	取締役
内山 雄輝	社外取締役
坂田 幸樹	社外取締役
田代 彰	社外常勤監査役
横山 大輔	社外監査役
西尾 いづみ	社外監査役

(注) 1 本臨時株主総会終結の時をもって退任予定であります。

2 クリスチャン パブロ カファティ クエバス氏及び片野大輔氏は、取締役退任後に当社の執行役員に就任予定であります。

4. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

監査等委員会設置会社への移行に際して任期満了により取締役を退任することに伴い、代表取締役を退任いたします。

(2) 退任予定の代表取締役の氏名及び役職名

氏名	役職名
岩田 真一	代表取締役副社長CFO兼COO

(3) 退任予定日

2024年12月19日（本臨時株主総会終結の時）

別紙 1

当社定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 （条文省略） （機関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）<u>監査役</u> （3）<u>監査役会</u> <u>（4）会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 17 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第 19 条 （新 設）</p> <p>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 （現行どおり） （機関）</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>（1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> <u>（削 除）</u></p> <p><u>（3）会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 17 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 （取締役の員数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任方法）</p> <p>第 19 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 20 条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 21 条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各取締役に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>第 24 条 (現行どおり) (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第29条 当社の監査役は、3名以内とする。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第 3 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第 3 2 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第 3 3 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第 3 4 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第 3 5 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p align="center"><u>(削 除)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 常勤の監査等委員は、監査等委員会の決議により選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、開催日の 3 日前までに各監査等委員に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人 第39条～第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第41条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> <u>4. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算 (事業年度) 第36条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (削 除)</p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (削 除)</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 (配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 <u>2. 未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結前の行為に関し、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 第2条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、2024年12月19日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

別紙2 新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の略歴

氏 名 (生年月日)	略 歴	所有する 当社の 株式数
パブロ カサド ブランコ Pablo Casado Blanco (1981年2月1日)	2002年7月 International Private Banking at Banco Santander in Geneva, Switzerland 2004年3月 Advisor to the Vice President and Minister of Justice and Interior of the Community of Madrid 2007年5月 Deputy in the Madrid Assembly and Spokesperson for Justice and Interior, and Deputy for Budgets and Treasury 2009年6月 Chief of Staff to the Former President of the Government of Spain Visiting Professor, Global Leadership Competitiveness Program, McDonough Business School, Georgetown Univ. 2012年1月 Member of Congress. Spokesperson in the European Union and the Foreign Affairs Committee Fellow of the Center for Transatlantic Relations, Johns Hopkins University 2015年5月 President of the Education Commission, and the Sustainable Mobility Commission Representative of Spain at the Security Commission of COSAC and the Union for the Mediterranean 2016年12月 Vice President of the European Union Commission at Congress Member of the “New Leaders for Europe” group of the World Economic Forum 2018年7月 President of PP, Leader of the Opposition, Candidate for the Presidency of the Government of Spain Vice President of the International Democrat Union and the Centrist Democrat International	0株



DATA SECTION



	<p>2022年6月 Chairman, Atlantic Basin Initiative, School of Advanced International Studies, Johns Hopkins University Distinguished Fellow, Transatlantic Leadership Network</p> <p>2023年1月 Founder and Managing Partner, Hyperion Fund FCR Chairman of the Board, Archery Capital SL(現任)</p> <p>2024年7月 当社会長(現任)</p>	
<p>ジョン エリス ブッシュ ジュニア John Ellis Bush Jr. (1983年12月13日)</p>	<p>2006年9月 Fairchild Partners</p> <p>2008年12月 Partner, Jeb Bush & Associates, LLC.(現任)</p> <p>2009年6月 Partner, Bush Realty, LLC(現任)</p> <p>2014年1月 Managing Partner, Bush Ventures</p> <p>2017年1月 Founding Partner, Finback Investment Partners (現任)</p> <p>2018年1月 Partner, Rio Grande E&P</p>	<p>0株</p>

別紙3 新任の監査等委員である取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 当社の 株式数
<p>つちだ しげゆき 土田 誠行 (1962年9月3日)</p>	<p>1986年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社SBI新生銀行) 入行 2001年11月 農林中央金庫 入庫 2007年4月 株式会社あおぞら銀行 入行 2008年12月 同行執行役員 2009年10月 株式会社産業革新機構(現 株式会社INCJ) 入社 2013年5月 同社執行役員 2015年12月 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル 専務理事 2018年8月 株式会社産業革新機構(現 株式会社INCJ) 専務執行役員 2020年6月 同社専務取締役 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム 入社 常務執行役員(現任) 2022年3月 リニューアブル・ジャパン株式会社 取締役(現任)</p>	<p>0株</p>
<p>ひらやま つよし 平山 剛 (1980年8月1日)</p>	<p>2004年4月 株式会社ピラミッドフィルム入社 2007年6月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年1月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソンフォースター法律事務所)入所 2012年10月 株式会社オモロキ取締役(現任) 2015年3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年6月 株式会社バルクホールディングス社外取締役 2018年9月 フリー株式会社社外監査役 2019年6月 株式会社バルクホールディングス監査役(現任) 2020年6月 ソーシャルワイヤー株式会社社外監査役(現任)</p>	<p>0株</p>



DATA SECTION



<p> <small>ゲルマン アルカイデ</small> <small>German Alcayde</small> <small>(1980年8月20日)</small> </p>	<p> 2001年11月 AC HotelsAC by Marriott 2003年1月 Arval (BNP PARIBAS) 2006年1月 Michael Page International Spain 2006年11月 Signium International 2011年5月 Member at the Madrid Parliament 2011年7月 General Manager of Education of the Madrid Government 2011年10月 Chief of Staff to the Former President of the Spanish Government Jose María Aznar 2015年12月 Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任) 2019年10月 Advisor of the law Firm Latham & Watkins(現任) 2020年11月 CEO of HVR Energy(現任) 2023年7月 Member of the advisory board of Zerintia Healthtech(現任) 2023年10月 General Manager of Atlantic Institute of Government(現任) 2024年1月 Executive Chairman of AbsorbeCo2, Executive Chairman of Atlantic Business Consulting(現任) </p>	<p>0株</p>
--	---	-----------

以上